

総務文教常任委員会資料

平成30年12月4日

市民協働部 生活環境課

目 次

- 1 「加東市ごみ処理基本計画（案）」について
 - ・ 計画（案）（中間見直し） 資料 1



加東市ごみ処理基本計画（案）

（中間見直し）

～夢がきらめく☆元気なまち加東～

平成 年 月
加 東 市

◆◆◆◆◆ 目次 ◆◆◆◆◆

| | |
|--------------------------------|----|
| 第 1 章 総論 | 1 |
| 1 計画の目的 | 1 |
| 2 計画の性格 | 2 |
| 3 計画の概要 | 3 |
| 第 2 章 地域の概況 | 4 |
| 1 市の概要 | 4 |
| 2 自然条件 | 5 |
| 3 社会条件 | 5 |
| 4 関連計画 | 7 |
| 第 3 章 ごみ処理の現況と課題 | 12 |
| 1 ごみ処理行政の沿革 | 12 |
| 2 ごみ処理体制 | 14 |
| 3 ごみ処理の実績 | 17 |
| 4 ごみ処理の評価 | 26 |
| 5 関係法令等 | 29 |
| 6 計画の検証 | 32 |
| 7 課題の整理 | 34 |
| 第 4 章 計画の目標 | 35 |
| 1 基本理念 | 35 |
| 2 基本目標 | 36 |
| 3 目標値 | 37 |
| 4 ごみの発生量および処理量の見込み | 38 |
| 第 5 章 基本計画 | 40 |
| 1 ごみの排出の抑制の方策に関する事項 | 40 |
| 2 分別して収集するものとしたごみの種類および分別の区分 | 44 |
| 3 ごみの適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項 | 45 |
| 4 ごみの処理施設の整備に関する事項 | 48 |
| 5 その他ごみの処理に関し必要な事項 | 48 |
| 第 6 章 フォローアップ | 53 |
| 1 計画の周知 | 53 |
| 2 計画の進行管理 | 53 |
| 3 計画の見直し | 53 |

1 計画の目的

わたしたちは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムによって、豊かで便利な生活を実現してきました。そのために、廃棄物の発生の増加と質の多様化による廃棄物処理の問題や、自然環境の破壊、地球温暖化の問題などが深刻化し、循環型の処理システムを構築することが急務となっています。

また、国におけるごみ処理行政を取り巻く環境も変遷してきており、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、「資源有効利用促進法」という。）の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）等のリサイクル関連法の整備が進められ、資源循環型社会システムへの転換が求められています。

さらに、1993（平成5）年3月に策定された国の「ごみ処理基本計画策定指針」についても、2016（平成28）年9月に改定されました。

こうした状況の中、循環型社会実現に向け、廃棄物についてはできる限り発生を抑制し、不用となったものについては不適正処理の防止、環境への負荷低減に配慮しつつ、できる限り循環的な利用を行うこと、および循環的利用ができないものについては、適正な処分を確保することが必要となっています。

このため、引き続き、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、いわゆる「3R」を積極的に推進し、更に徹底した排出抑制・分別の徹底を図っていくとともに、それでも発生する廃棄物を適正に処理していくための方策を、市民や事業者のみなさんと一緒に考え、実施していかなければなりません。

加東市（以下、「本市」という。）のごみの排出量をみると、1人1日当たりのごみ排出量は兵庫県平均より下回っていますが、リサイクル率は比較的低いというのが現状です。

ごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、リサイクル率の向上と、環境への負荷が少ない循環型社会の実現を目指し、本市におけるごみの排出抑制、再生利用および適正処理に向けた今後の基本的な方針を、長期的かつ総合的視野に立って定めることを目的とします。

本計画は、こうした廃棄物行政を取り巻く環境の変化や課題への対応を図るため、市民・事業者・市の役割分担やごみの減量化に向けた目標等を明確にしたうえで、10年間で進めていくべき施策の方向性や具体的な取組を定めています。

この度、計画策定から5年が経過したことや平成31年4月1日から滝野地域のごみ処理が、加東市のごみ処理へ移行することに伴い、骨格にあたる基本理念、基本目標は改定前の本計画を基本とし、これまでの廃棄物の発生抑制・リサイクル推進の取組を評価し、社会情勢等の変化、廃棄物処理法や各種リサイクル法の改正、廃棄物処理の基本的指針の変更等の動向を踏まえ、本計画を見直します。

2 計画の性格

(1) 法的な位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定めるにあたり、生活排水を除く「ごみ」に関して、発生量および処理量の見込みや排出の抑制の方策に関する事項などを定めるものです。

なお、本計画に定める事項は、廃棄物処理法をはじめとする上位法令・指針の基本方針に即したものとします。

(2) 市の他計画との関係

本市は、2011（平成23）年3月に環境基本法に基づく「加東市環境基本計画及び行動方針」を、2018（平成30）年3月には、市の「第2次加東市総合計画」を策定しています。本計画では、循環型社会形成のための法令や国・県の各計画、本市の上位計画との整合を図ります。本計画と他の計画との関係は、図1-1のとおりです。

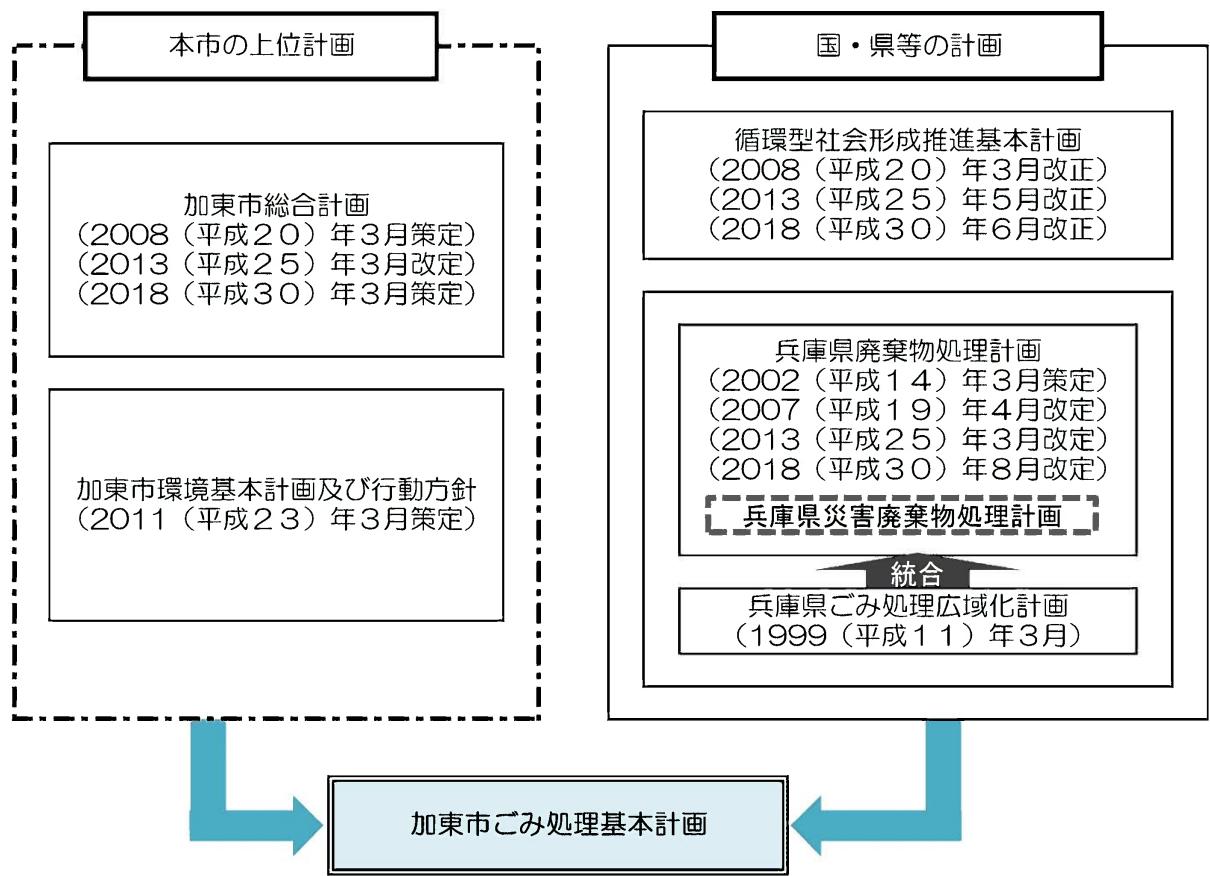


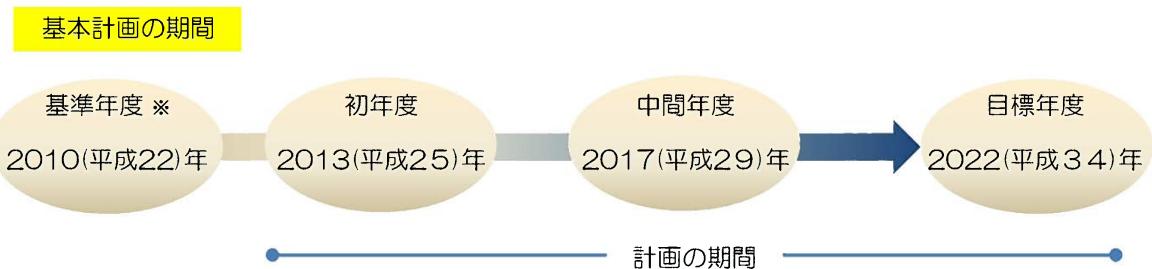
図1-1 本計画と他の計画との関係

3 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、2013（平成25）年度から2022（平成34）年度までの10年間を計画期間とします。

継続的な計画の点検、評価を行い、計画を推進するとともに、概ね5年毎、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。



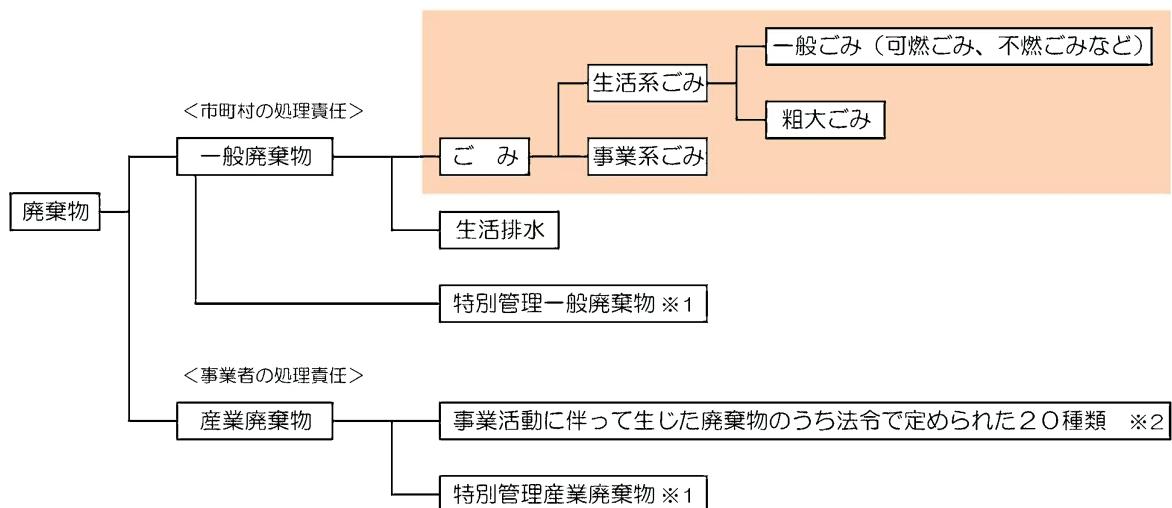
※ 基準年度は、ごみ発生・排出削減目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、環境省が公表した「一般廃棄物処理実態調査結果」の2010（平成22）年度とします。また、2010（平成22）年度から過去5年間の実績値（公表値）を基にごみ処理に係る実績を把握・整理します。

図1-2 基本計画の期間

(2) 計画の範囲

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち「ごみ」とします。

▼加東市ごみ処理基本計画の対象範囲（■の部分）



※1:爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2:燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不
要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、
ばいじん、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

図 1-3 計画の対象範囲

1 市の概要

(1) 位置

本市は、兵庫県中央部のやや南よりに位置し、北は西脇市、東は篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市と接し、総面積は157.55km²を有しています。

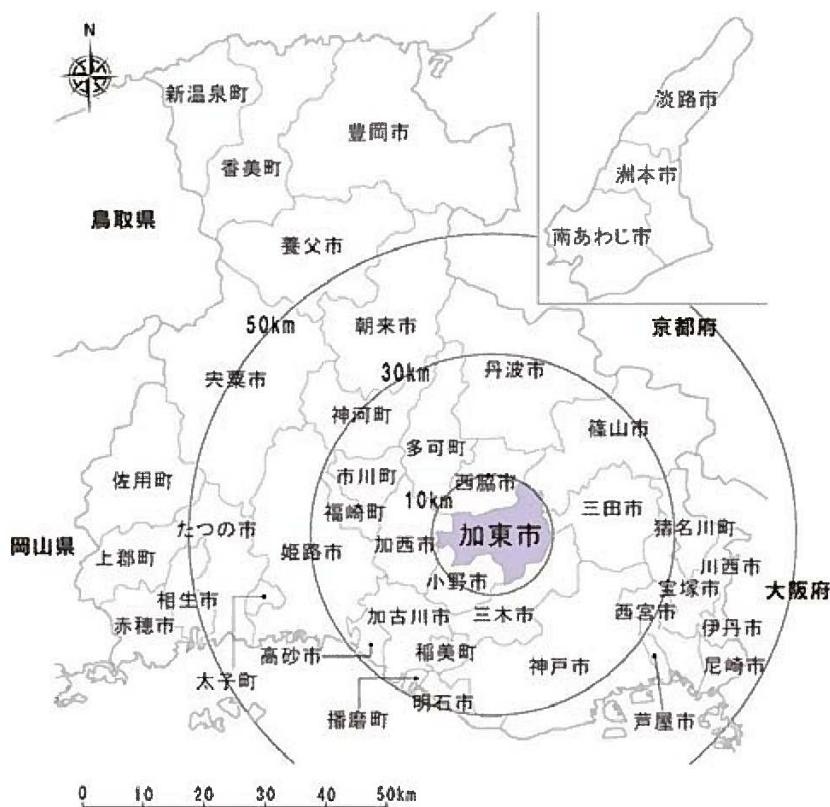


図2-1 位置図

(2) 沿革

1889（明治22）年の市町村制の施行により、社村（1912（明治45）年町制により社町）、福田村、上福田村、米田村、鴨川村、滝野村（大正14年町制により滝野町）、加茂村、上東条村、中東条村が誕生しました。

1953（昭和28）年には町村合併促進法が施行され、社町、福田村、上福田村、米田村、鴨川村が合併して社町が誕生（1955（昭和30）年3月31日）、滝野町、加茂村が合併して滝野町が誕生（1954（昭和29）年3月31日）、上東条村、中東条村が合併して東条町が誕生（1955（昭和30）年3月31日）し、加東郡は3町に再編されました。

そして、2006（平成18）年3月20日、社町、滝野町、東条町は合併して加東市となり、新しい歴史をスタートさせています。

2 自然条件

(1) 気候

本市の気候は、瀬戸内型気候の特色が見られ、四季を通じて比較的温暖な気候となっています。台風や降雪などによる自然災害は少ないですが、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴があります。

(2) 地勢

本市の北部に中国山地の支脈がのび、これに連なって御嶽山、三草山、五峰山などがあります。また、加古川などの河川に沿って河岸段丘と沖積平野が形成されており、南部には嬉野台地、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっています。

3 社会条件

(1) 人口

行政区域の人口は、2000（平成12）年をピークに減少傾向に転じ、2015（平成27）年では40,310人となっています。

世帯数は、1975年（昭和50年）の7,697世帯から2015年（平成27年）の15,086世帯へと、この40年間で約2.0倍に増加しています。一方、1世帯あたり人員は、1975年（昭和50年）の4.21人/世帯から2015年（平成27年）の2.67人/世帯へと減少傾向にあります。

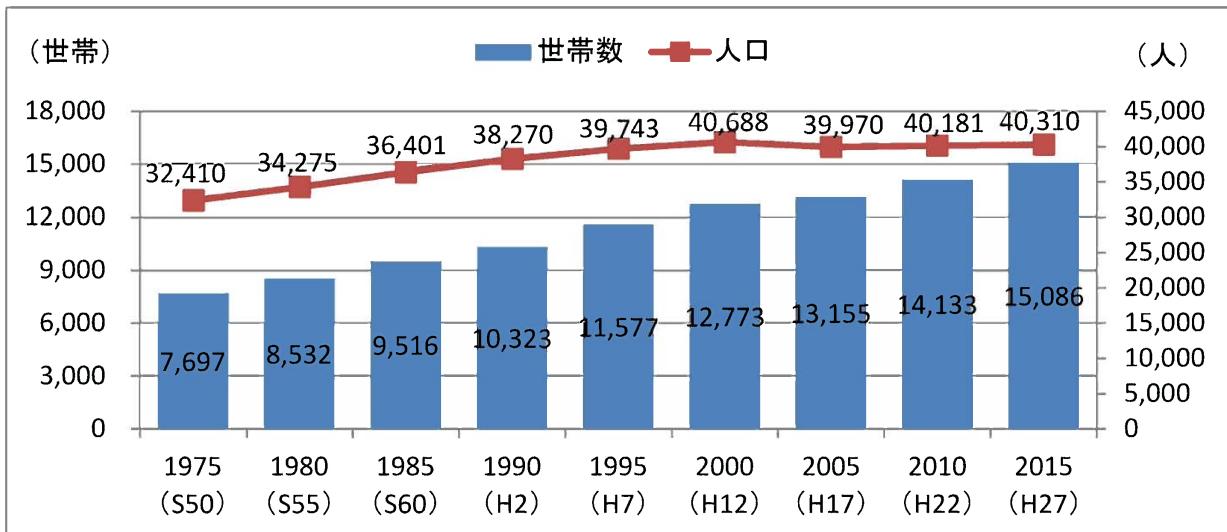


図2-2 人口および世帯数

資料：総務省（国勢調査）

(2) 産業

2014（平成26）年の事業所数および従業者数は、総事業所数1,837、総従業者数20,913人となっています。

内訳についてみると、事業所数は、卸売・小売業が435と最も多く、次いで製造業291、

飲食店・宿泊業232となっています。従業者数では、製造業が7,546人と最も多く、次いで卸売・小売業2,907人、医療・福祉1,975人となっています。

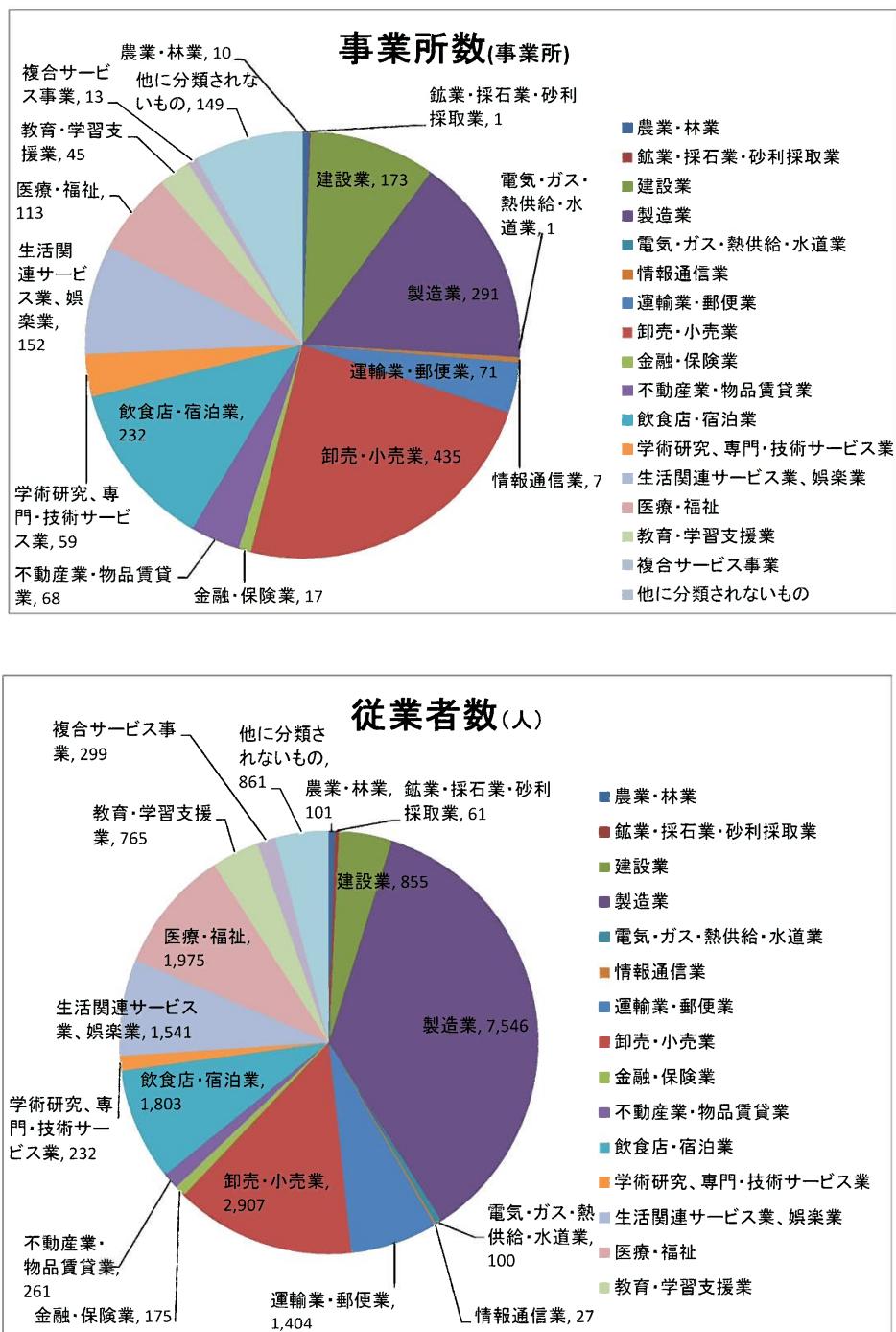


図2-3 事業所数および従業者数比率[2014(平成26)年度]

資料：総務省・経済産業省(経済センサス)

(3) 都市計画等

社地域の一部および滝野地域全域は、都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き※）がされています。

東条地域全域は、市街化区域と市街地調整区域の区分がされていない（非線引き※）都市計

画区域であり、ひょうご東条ニュータウンインターパークには用途地域が指定されています。

良好な市街地及び住環境の充実のため、土地区画整理事業や公営住宅の整備・改修を進めます。

幹線道路へのアクセス道路や生活道路の幅員が狭く、歩道がない道路も多い状況にあります。

市街化区域内は、大部分が宅地ですが、田・畠などの未利用地もみられます。

市街化調整区域は、山林と田、畠が主となっていますが、休耕田、耕作放棄地が増加しています。

※線引き／非線引き：都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区別を定めることができるとしている。これを「区域区分」と言い、いわゆる「線引き」と呼ばれる。（同法第7条）「非線引き」とは都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度を適用しない場合を言う。

資料：加東市都市計画マスタープラン（2009（平成21）年11月）

4 関連計画

（1）総合計画

| | |
|-------------|---|
| 計画書名 | 加東市総合計画（2018（平成30）年3月策定） |
| 目標年次 | 2018（平成30）年度～2027（平成39）年度 |
| 将来像 | 山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東 ～みんなが主役！絆で結ばれた笑顔あふれるしあわせ実感都市～ |
| 施策の大綱 | <ul style="list-style-type: none">・未来を創造する子どもたちを育む学びのまち・学習環境が充実した文化あふれるまち・ひと・くらし・自然が調和した共生・協働のまち・子どもから高齢者まで安心してくらし続けられるまち・地域産業が躍動する活力あふれるまち・豊かで快適なくらしを支える都市基盤が整備されたまち・安全でおいしい水と快適な生活環境が持続されたまち・戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち・安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち・公平・中立なまちづくりに取り組むまち |
| 人口指標 | 40,000人 |
| 一般廃棄物 関係 | 将来あるべき姿 市民や地域、事業者、行政などが協働で3Rを推進し、ごみを出さない循環型へのライフスタイルの転換や事業活動が行われています。 市の取組 ① 【廃棄物の減量・リサイクルの推進】生ごみの水切りやごみの分別の推進、3R意識の向上に向けた啓発などにより、生活系ごみの排出量抑制を図るとともに、事業所などに対する啓発を強化し、事業系ごみの排出量抑制に取り組みます。また、新たな品目の再資源化を検討す |

| | <p>るとともに、地区（自治会）や団体による資源ごみ集団回収などの主体的な活動を支援します。</p> <p>② 【廃棄物の適正処理の推進と効率的な処理体制の構築】2019（平成31）年度から滝野地域のごみ処理を小野加東加西環境施設事務組合などへ移行し、市内全域のごみ処理を一元化します。あわせて、資源ごみ積替・保管施設を活用した収集運搬体制の効率化を図り、ごみ処理経費を削減します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|----------------------|------|------|------|-------------------|-----------------------------|------|------|------|--------------|----------------------|------|------|------|--------------|------------------------------|-----|-----|-----|--------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| | <p>市民・事業者等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、ごみに関するリサイクル懇談会に参加するなど、3R意識を高め、3R活動を積極的に推進します。 ● 市民や地域は、ごみ処理一元化の取組についての理解を深めます。また、ごみの適正かつ効率的な処理・処分が行えるよう、分別を徹底します。 ● 地域や団体は、資源ごみ集団回収に積極的に取り組みます。 ● 事業者は、産業廃棄物や一般廃棄物に対する理解を深めるとともに、従業員のごみの減量・リサイクル意識の高揚を図るなど、3R活動を積極的に推進します。 ● 事業者は、産業廃棄物と一般廃棄物を適切に分別し処理します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>指標とその目標</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th><th>指標の考え方</th><th>実績値 2011 (H23)</th><th>現状値 2016 (H28)</th><th>目標値 2022 (H34)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活系ごみ排出量（全体）</td><td>市民1人1日当たりの生活系ごみの排出状況</td><td>498g</td><td>470g</td><td>470g</td></tr> <tr> <td>生活系ごみ排出量（燃えるごみのみ）</td><td>市民1人1日当たりの生活系ごみ（燃えるごみ）の排出状況</td><td>327g</td><td>322g</td><td>304g</td></tr> <tr> <td>事業系ごみ排出量（全体）</td><td>市民1人1日当たりの事業系ごみの排出状況</td><td>255g</td><td>255g</td><td>240g</td></tr> <tr> <td>資源ごみ集団回収実施回数</td><td>地域や団体の主体的な取組による資源ごみ集団回収の実施状況</td><td>55回</td><td>56回</td><td>60回</td></tr> <tr> <td>ごみ処理経費</td><td>ごみ処理経費の削減状況</td><td>328,161 千円</td><td>323,807 千円</td><td>257,218 千円</td></tr> </tbody> </table> | 指標名 | 指標の考え方 | 実績値 2011 (H23) | 現状値 2016 (H28) | 目標値 2022 (H34) | 生活系ごみ排出量（全体） | 市民1人1日当たりの生活系ごみの排出状況 | 498g | 470g | 470g | 生活系ごみ排出量（燃えるごみのみ） | 市民1人1日当たりの生活系ごみ（燃えるごみ）の排出状況 | 327g | 322g | 304g | 事業系ごみ排出量（全体） | 市民1人1日当たりの事業系ごみの排出状況 | 255g | 255g | 240g | 資源ごみ集団回収実施回数 | 地域や団体の主体的な取組による資源ごみ集団回収の実施状況 | 55回 | 56回 | 60回 | ごみ処理経費 | ごみ処理経費の削減状況 | 328,161 千円 | 323,807 千円 | 257,218 千円 |
| 指標名 | 指標の考え方 | 実績値 2011 (H23) | 現状値 2016 (H28) | 目標値 2022 (H34) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活系ごみ排出量（全体） | 市民1人1日当たりの生活系ごみの排出状況 | 498g | 470g | 470g | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活系ごみ排出量（燃えるごみのみ） | 市民1人1日当たりの生活系ごみ（燃えるごみ）の排出状況 | 327g | 322g | 304g | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業系ごみ排出量（全体） | 市民1人1日当たりの事業系ごみの排出状況 | 255g | 255g | 240g | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資源ごみ集団回収実施回数 | 地域や団体の主体的な取組による資源ごみ集団回収の実施状況 | 55回 | 56回 | 60回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ごみ処理経費 | ごみ処理経費の削減状況 | 328,161 千円 | 323,807 千円 | 257,218 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 環境基本計画

| | |
|---------|---|
| 計画書名 | 加東市環境基本計画及び行動方針（2011（平成23）年3月策定） |
| 目標年次 | 2011（平成23）年度～2020（平成32）年度 |
| 環境の将来像 | 多彩な水辺、歴史と文化あふれる山々、酒米“山田錦”実る農地を受け継ぐ誇り高き“環境びと”が集うまち 加東 |
| 環境の目標 | 10年後（2009年比）までに温室効果ガス排出量を25%削減 |
| 基本方針 | <p>1. 青い空と緑の大地を豊かに保ち、地球にやさしいまち 再生可能なエネルギーの利用や省エネルギーにより、環境と経済の統合を図り、化石燃料等の枯渇資源に頼らない活動による地球温暖化の防止に努め、澄み切った空、緑の大地を豊かに保つとともに、地球環境の保全に努めます。</p> <p>2. 環境びとの生活空間を美しく、快適に保つまち 地域経済の活性化と食の安全にもつながる地産地消、騒音や振動、悪臭のないひとにやさしい環境に配慮した生活空間の創造など、安全でゆとりある快適な環境づくりと、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の徹底による循環型社会づくりに努めます。</p> <p>3. 色鮮やかな山、澄んだ水を守り、生きものとともに暮らすまち 色鮮やかな山林（奥山）と里地里山、澄んだ水の流れる河川等の水辺、農地等の野生生物（動植物）の生育生息環境に配慮した豊かな生態系の保全により、心豊かなひとを育むための、自然とふれ合う場とそこから生まれる恵みの恩恵を受け続けることのできる自然環境づくりに努めます。</p> <p>4. みんなで環境びとになるために互いに協働できるまち なぜ環境への取組が必要なのか、どのような活動や行動が必要なのか、一人ひとりが取り組むべき問題としての“気づき”を大切にした意識啓発と、それから広がる活動や行動の輪の重要性を伝える環境学習の推進、環境情報や市民活動等の公開、環境活動組織や情報のネットワークシステムの構築を図り、一人ひとりの環境意識の向上とネットワーク力を活かした環境活動の拡大に努めます。</p> |
| 一般廃棄物関係 | <p>(1) ごみ・廃棄物の減量、循環型社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型活動スタイルを確立します！ ○ ごみ、廃棄物処理のための基盤充実として、民間施設の利用を含めた整備を推進します！ <p>① 現状と問題 加東市では、ごみ、廃棄物の減量化の一環として分別回収やリサイクルの徹底、ごみ袋の有料化（ごみ処理費の手数料化）などに取り組んできました。</p> <p>また、農地等を所有する家庭が多く、農地等を利用した生ごみの堆肥化や減量化が行われている中、2010年（平成22）年度まで実施していた「生ごみ減量化処理機購入費補助」制度により、生ごみの</p> |

減量化を推進し、生ごみ処理機の購入率が世帯数換算で、市全体で約11%となっています。

しかし、住宅地から離れた地域などでは、車内で飲食した時に出たごみや家電製品など、家庭から出たと思われる不要物の不法投棄が各所で確認されています。

② 主要な課題

大量生産、大量消費に加え、サービスのための過剰包装などがごみを増大させている大きな原因です。ごみの増大は資源の浪費につながるということを理解していただき、買い物袋を持参してごみになるレジ袋を受け取らないことや、生ごみを堆肥化するなどのごみの発生を抑制する新たなライフスタイルへの取組が必要です。

【環境市民会議が示した地域の問題】

- ・未だに自宅でごみを焼却している人がいる（野焼き）
- ・レジ袋に入った家庭ごみの不法投棄が道路沿いなどで目立つ
- ・犬のウンチの処理がされていない
- ・高速道路のフェンス内の不法投棄ごみが多いように思う

③ 今後の方針

加東市では、もったいないと思う心を大切にごみになるものは減らす（リデュース）、何度も繰り返し使う（リユース）、資源として再生利用する（リサイクル）3Rの取組を積極的に進め、ゼロエミッションのまちづくり、ごみのない美しいまち並みの循環型社会づくりを進めています。

ごみを出さないひとづくり、まちづくりが必要です！

【主要な施策】

- ごみのリサイクルを推進し、循環型活動スタイルを確立するため、
- ◇ごみステーションパトロールによる啓発の強化
 - ◇イベント等での使用資材のリユースの推進（箸やカップなどのリユース品使用）
 - ◇不要物再使用（再利用）のための情報発信の強化（絵本や玩具などの再使用）
- ごみ、廃棄物処理の基盤充実のための民間施設の利用推進のため、
- ◇民間の廃棄物処理施設の利用を検討

市民・事業者・市の行動方針

| 主体 | 行動方針 |
|-----|---|
| 市 民 | ○リサイクル（容器包装など）分別を徹底しましょう。 |
| 事業者 | ○ごみの不法投棄撲滅策を地域でも検討しましょう。 ○生ごみを資源化し、循環利用しましょう。 ○地区単位で資源ごみ回収ボックスを設置しましょう。 |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○長く使えるものを使うように心掛けましょう。 ○バザーなどをしてリサイクルを進めましょう。 ○廃食用油の回収拠点箇所数を増やしましょう。 ○循環型社会のモデルとなる地域を増やしましょう。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○資源の有効利用により、市役所においても廃棄物を減少させています。 ○廃棄文書についてはリサイクルに努めます。 ○公共施設排出ごみの削減を図ります。 ○飲食を伴うようなイベント、行事などでは、残飯等を少なくするよう数量に配慮し、また、コップは紙ではなく再利用できるガラスのコップ等を使用します。 ○ごみとなるレジ袋の削減のためマイバック持参運動を推奨し、資源ごみの再資源化や再商品化を実施し、地球温暖化対策、省資源・ごみ減量化に貢献します。 ○生ごみの発生抑制・堆肥化により、生ごみの減量を進めます。 ○住民のごみ減量に対する意識の向上を図ります。 ○残土等及び不燃物の最終処分を行うことにより、住民の不燃物処理に対する負担軽減を図ります。 ○民間施設等を利用した再資源化を推進します。 ○地域住民、土地所有者、警察、県等の連携により、不法投棄の未然防止に努めるとともに、発生事案に対しては犯罪行為を許すことなく、警察との連携により徹底した捜査を行い原因者の特定に努めます。 ○不法投棄が絶えない地域の住民と行政が協働して処分することにより良好な生活環境を創出します。 |

【取組目標】～取組状況の進行の目安として～

- ・リサイクル率
- ・ごみの減量化率

第3章 ごみ処理の現況と課題

1 ごみ処理行政の沿革

ごみ処理行政の沿革は、表3-1に示すとおりです。ここでは、過去29年間（1989（平成元）年度～2017（平成29）年度）を整理します。

| 年 度 | 内 容 | | |
|---------------|------------------------------|---|---|
| | 社地域 | 東条地域 | 滝野地域 |
| 1989 (H1) | 小野クリーンセンター操業開始 | | |
| 1990 (H2) | | 粗大ごみ収集開始 | 大型ごみ定期収集を廃止 「ごみ説明会」を開催 |
| 1991 (H3) | | セトモノ類収集開始 | 簡易焼却炉、生ごみ堆肥器、マナー3点セットの斡旋補助事業を実施 資源ごみ集団回収促進補助モデル事業を開始 |
| 1993 (H5) | | | 北播磨清掃事務組合「みどり園」設立 |
| 1996 (H8) | 生ごみ処理機購入補助 開始 | | 新ごみ処理施設稼働 |
| 1997 (H9) | | | 北播磨リサイクルプラザ オープン |
| 1998 (H10) | ペットボトル収集開始 | 生ごみ処理機購入補助開始 廃プラスチック収集開始 ペットボトル収集開始 | |
| 1999 (H11) | | 牛乳パック拠点回収開始 | ペットボトル収集開始 |
| 2000 (H12) | 容器包装（缶・びん・プラスチック・ペットボトル）収集開始 | 指定袋（45ℓ）40円/枚 | |
| 2004 (H16) | ステッカー廃止 | | |
| 2005 (H17) | 加東市誕生：2006（平成18）年3月20日 | | |
| 2006 (H18) | 指定袋（45ℓ）30円/枚 | | |
| 2007 | 「ポイ捨て等の防止に関する条例」制定、2008（平 | ごみ減量20%大作戦開 | |

| | | |
|---------------|---|--|
| (H19) | 成20) 年4月より施行 ごみ減量説明会の開催 | 始 有料指定袋制度導入 容器包装プラスチック分 別収集開始 |
| 2008 (H20) | 「加東市環境基本条例」制定 容器包装プラスチック分別収集開始 「ごみステーションパトロール」に名称変更 | みどり園はやすクリーン センター オープン |
| 2010 (H22) | 加東市環境基本計画及び行動方針策定（2011 (H23) ~2020 (H32)) 生ごみ処理機購入補助終了 廃食用油の拠点回収開始 | |
| 2013 (H25) | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行 粗大ごみ収集に使用済小型家電回収を実施 | |
| 2014 (H26) | 加東市小型家電リサイクル回収実証事業 粗大ごみ回収・小型家電イベント回収実施 小型家電回収ボックスの設置（社、滝野、東条公民館） | |
| 2015 (H27) | 「ごみステーションパトロール」から「ごみ減量・リサイクル懇談会」へ名称変更 敷残土処分場えん堤築造工事 | |
| 2017 (H29) | 加東市リサイクルヤード稼動 | |

表 3-1 ごみ処理行政の沿革

2 ごみ処理体制

(1) 分別区分

社・東条地域と滝野地域処理区域が異なるため、ごみの分別区分は、表3-2に示すとおりです。大きくは、燃えるごみ（以下、「可燃ごみ」と示す。）、容器包装プラスチックなど（以下、「資源ごみ」と示す。）、不燃ごみおよび粗大ごみです。

また、拠点回収を行っている品目についても整理します。

| 処理地域 分別区分 | 社・東条地域 (小野クリーンセンター) | 滝野地域 (みどり園) |
|--------------|-----------------------------|-----------------|
| 可燃ごみ | 燃えるごみ | 燃えるごみ |
| 資源ごみ | 容器包装プラスチック | 容器包装プラスチック |
| | 硬質プラスチック | |
| | びん（無色・茶色・その他色） | ビン（無色透明・茶色・色） |
| | ペットボトル | ペットボトル |
| | 缶・小型金属類 | 金属類 |
| | 乾電池 | |
| | 蛍光灯・電球 | |
| 不燃ごみ | 不燃ごみ | その他の不燃物類 |
| 粗大ごみ | 粗大ごみ（持ち込み） | 大型ごみ（持ち込み／戸別収集） |
| 拠点回収 | 粗大ごみ（小型家電製品等、大型プラスチック、金属ごみ） | |
| | 廃食用油 | |
| | 回収ボックス（小型家電製品等） | |

表3-2 ごみの分別区分

(2) ごみ処理フロー

社・東条地域から排出されるごみの処理フローは、図3-1-1に示すとおりです。

- 可燃ごみは、小野クリーンセンターのごみ焼却施設において焼却処理を行っています。
- 資源ごみは、中間処理施設で選別処理され、資源化を行っています。
- 不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場で埋立を行っています。
(直接搬入は、社地域は上中埋立処分地、東条地域は薮残土処理場で埋立を行っています。)
- 粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で中間処理され、焼却・埋立・資源化を行っています。

(社・東条地域)

ごみ処理フロー 社・東条地域

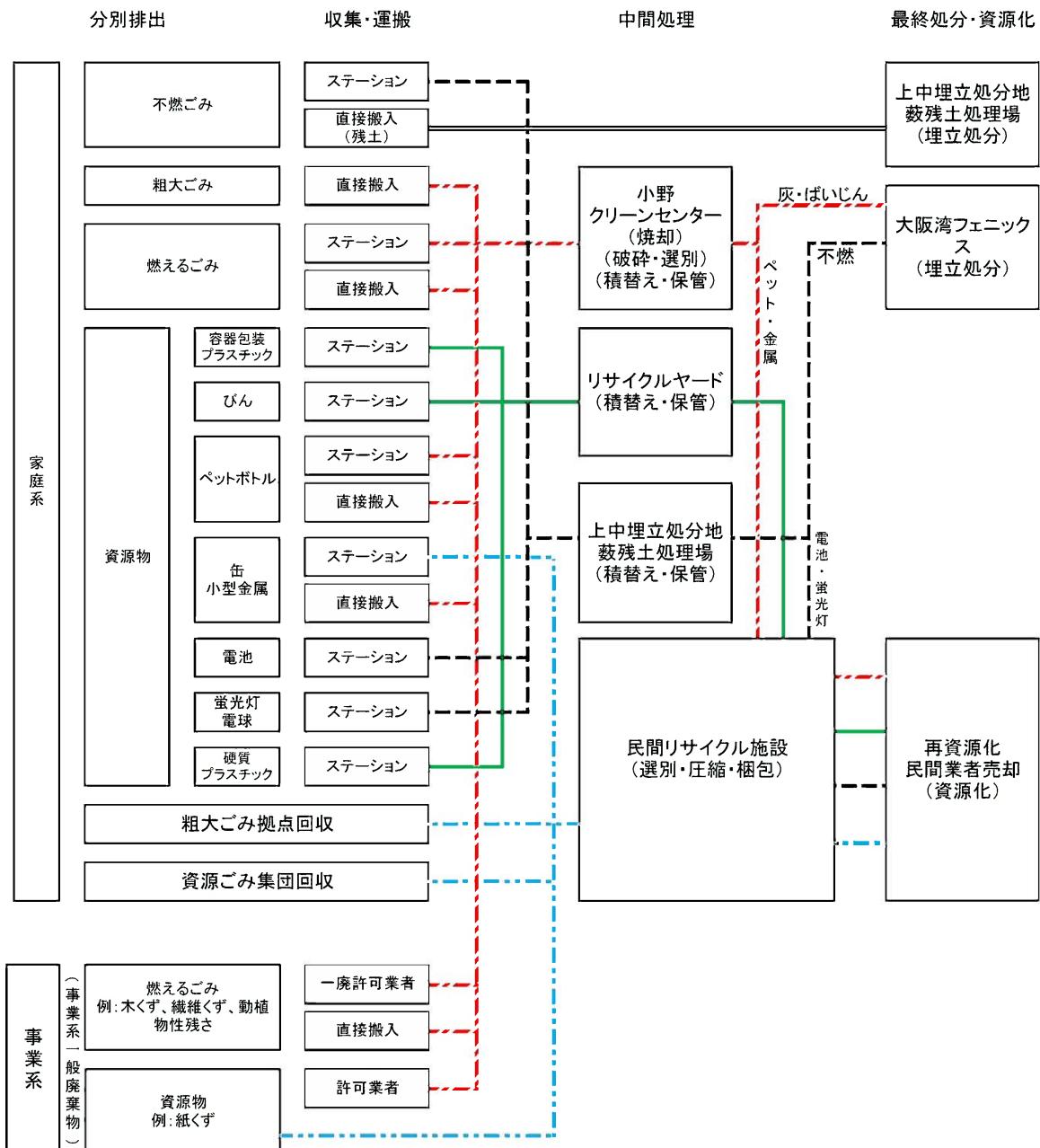


図 3-1-1 社・東条地域のごみ処理フロー

滝野地域から排出されるごみの処理フローは、図3-1-2に示すとおりです。

- ・可燃ごみは、みどり園のごみ焼却施設において焼却処理を行っています。
- ・資源ごみは、中間処理施設で選別処理され、資源化を行っています。
- ・不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場およびやすクリーンセンターで埋立を行っています。
- ・粗大ごみは、リサイクルプラザで中間処理され、焼却・埋立・資源化を行っています。

(滝野地域)

ごみ処理フロー 滝野地域

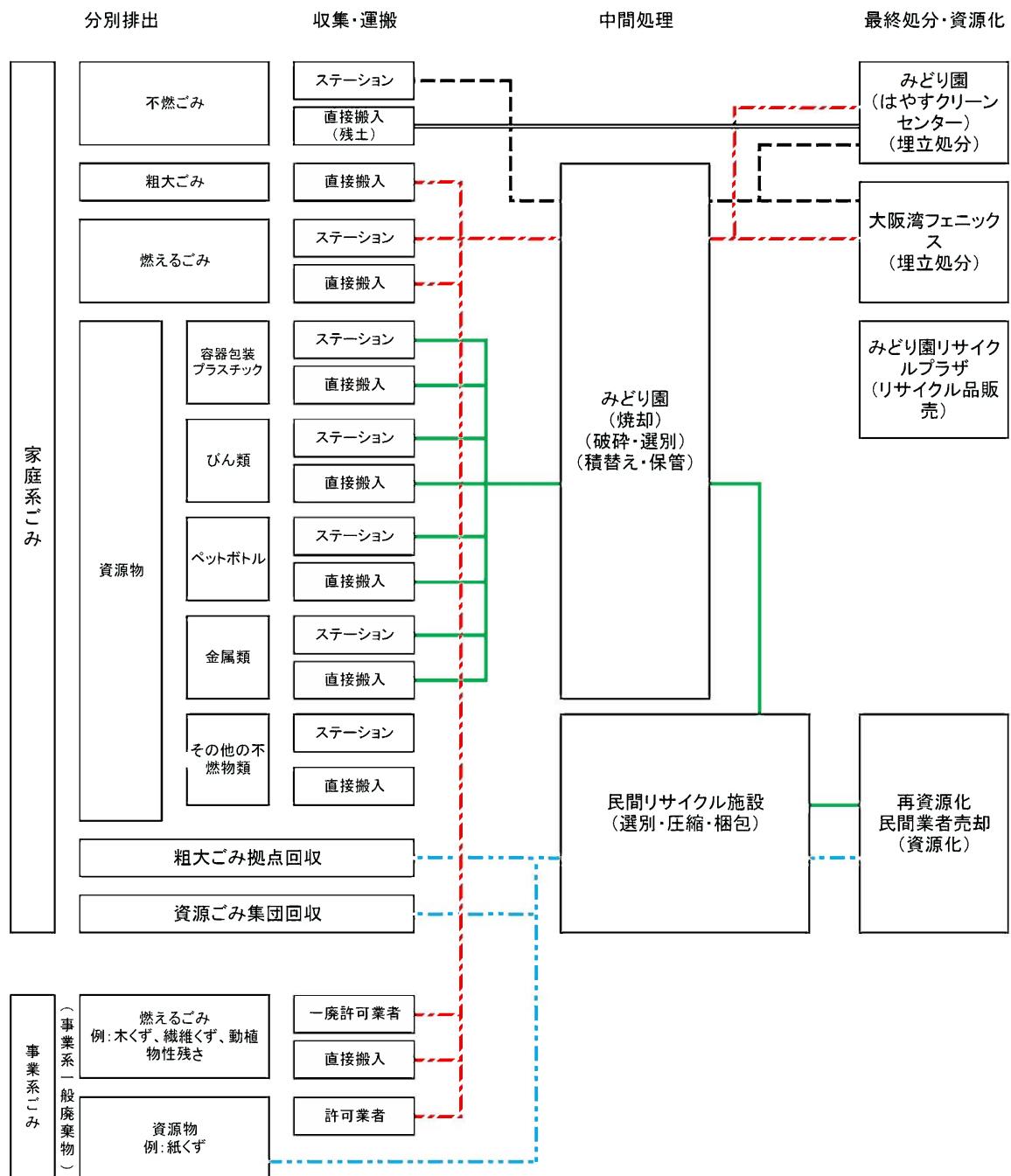


図 3-1-2 滝野地域のごみ処理フロー

3 ごみ処理の実績

本計画では、環境省が公表した「一般廃棄物処理実態調査結果」の最新の実績値（公表値）である2016（平成28）年度から過去の実績値（公表値）を基にごみ処理に係る実績を把握・整理します。

（1）ごみの排出量

ごみの排出量は、ほぼ横ばいになっています（図3-2参照）。

また、1人1日あたりのごみ排出量（原単位）について全国値と比較すると、全国値より下回っているものの、全国値が減少傾向にあるのに対して、加東市はほぼ横ばいになっています。

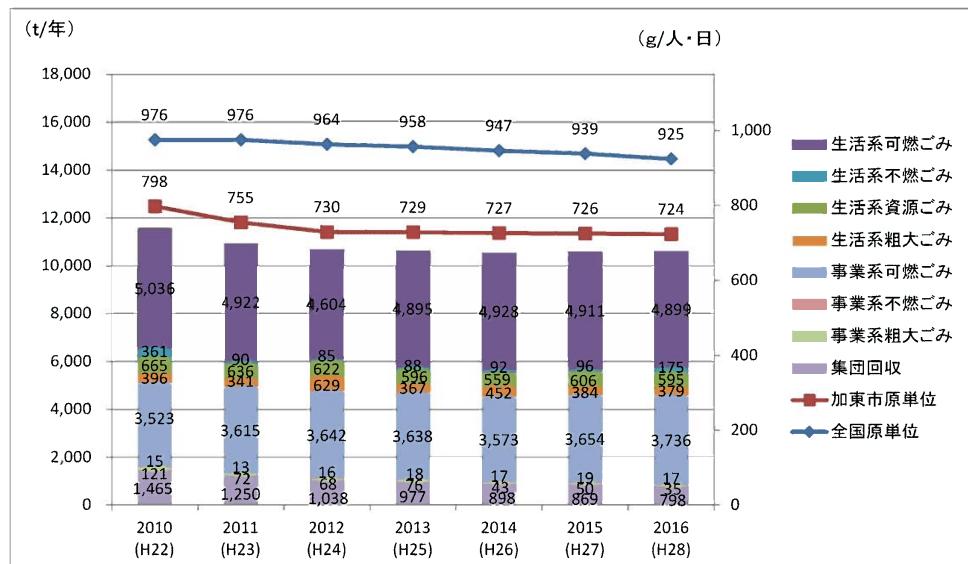


図3-2-(1) ごみの排出量の推移（集団回収量を含む）

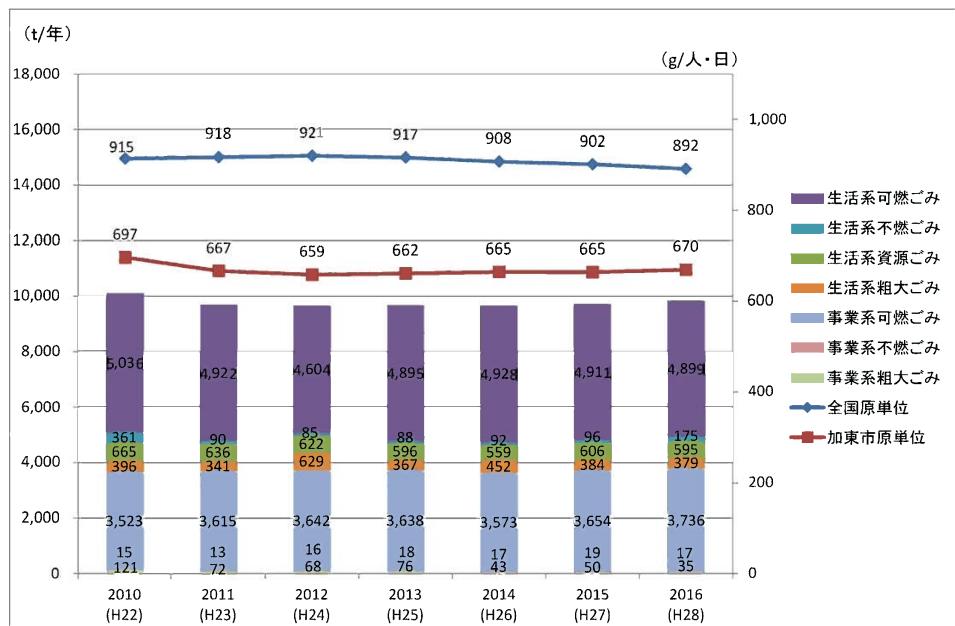


図3-2-(2) ごみの排出量の推移（集団回収量を除く）

(2) ごみの組成分析

燃えるごみの組成分析は、小野クリーンセンターとみどり園において各々年4回行っており、その結果は、図3-3-1、3-3-2に示すとおりです。乾ベース（水分を含まない状態）では、紙・布類が最も多く5か年平均で52.0%となっています。また、水分比も38.6%となっています。

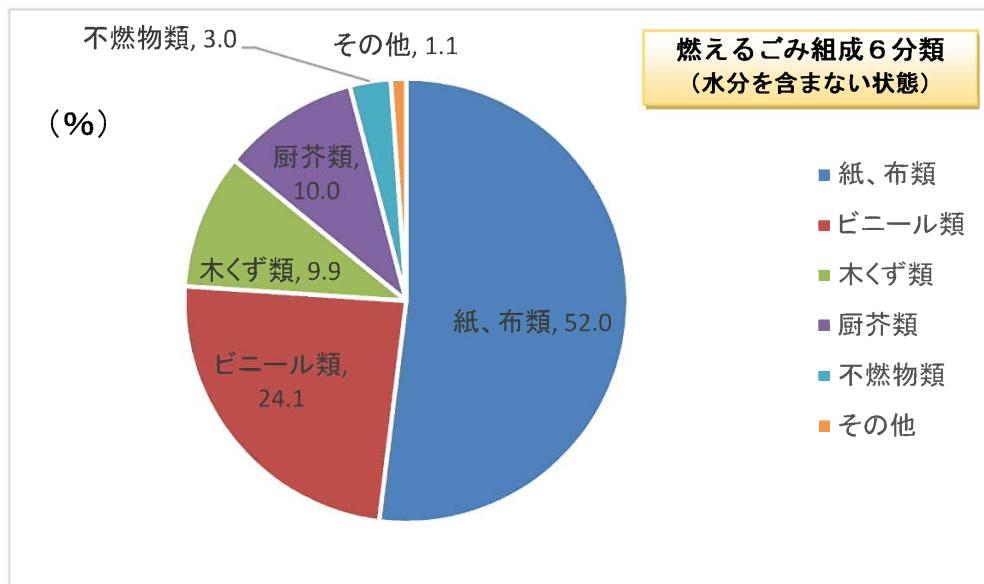


図3-3-1 ごみ組成分析結果（5か年平均）

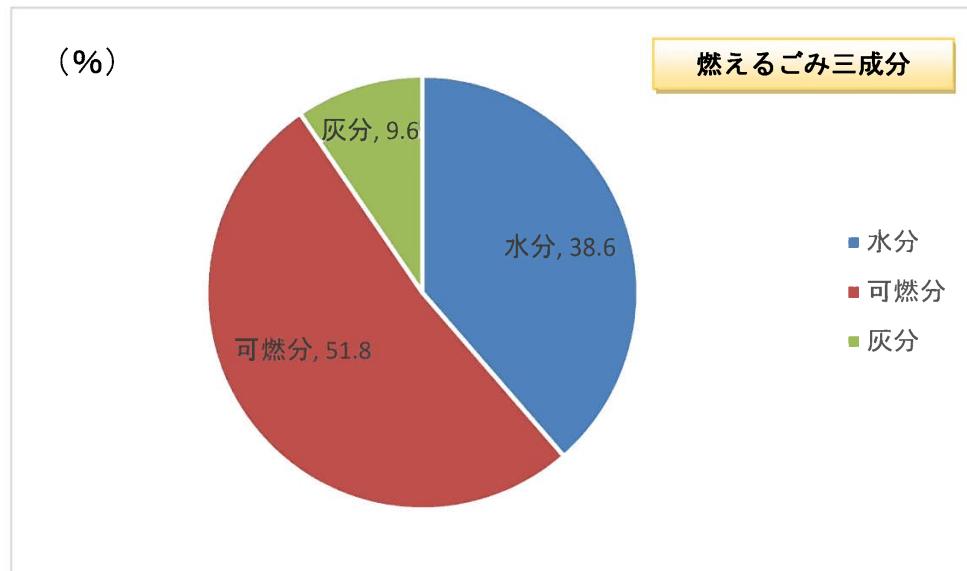


図3-3-2 ごみ組成分析結果（5か年平均）

(3) 減量化・再生利用施策

ごみの減量化・再生利用を推進するため、資源となるものを回収し、減量化・再生利用の活動に取り組んでいます。

① 資源の分別収集

社・東条地域では、週1回、容器包装プラスチックを、月1回、びん、缶・小型金属類、硬質プラスチック、ペットボトル、乾電池および蛍光灯・電球の収集を行っています。

滝野地域では、週1回、容器包装プラスチック、金属類を、月1回、ビン、ペットボトルの収集を行っています。

② 粗大ごみ拠点回収

市内3か所で年2回、表3-3に示す3種類の品目について回収を行っています。

| 区分 | 回収品目 | 拠点箇所 |
|------|----------|------|
| 粗大ごみ | 小型家電製品等 | 3地域 |
| | 大型プラスチック | 3地域 |
| | 金属ごみ | 3地域 |
| 廃食用油 | 廃食用油 | 3公民館 |

表3-3 拠点回収の回収品目

③ 小型家電製品等及び廃食用油の回収

公民館3か所で隨時、また、粗大ごみ拠点回収時にも回収を行っています。

④ 資源ごみ回収

資源ごみ回収の推進を図るため、小中学校のPTA等の団体の資源回収に対して補助を行っています。回収品目は、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布などです。2016(平成28)年度の回収量は686tです。

以上、①～④の資源ごみ量の推移を、図3-4に示します。資源ごみ総量は、2008(平成20)年度をピークに減少傾向となっています。

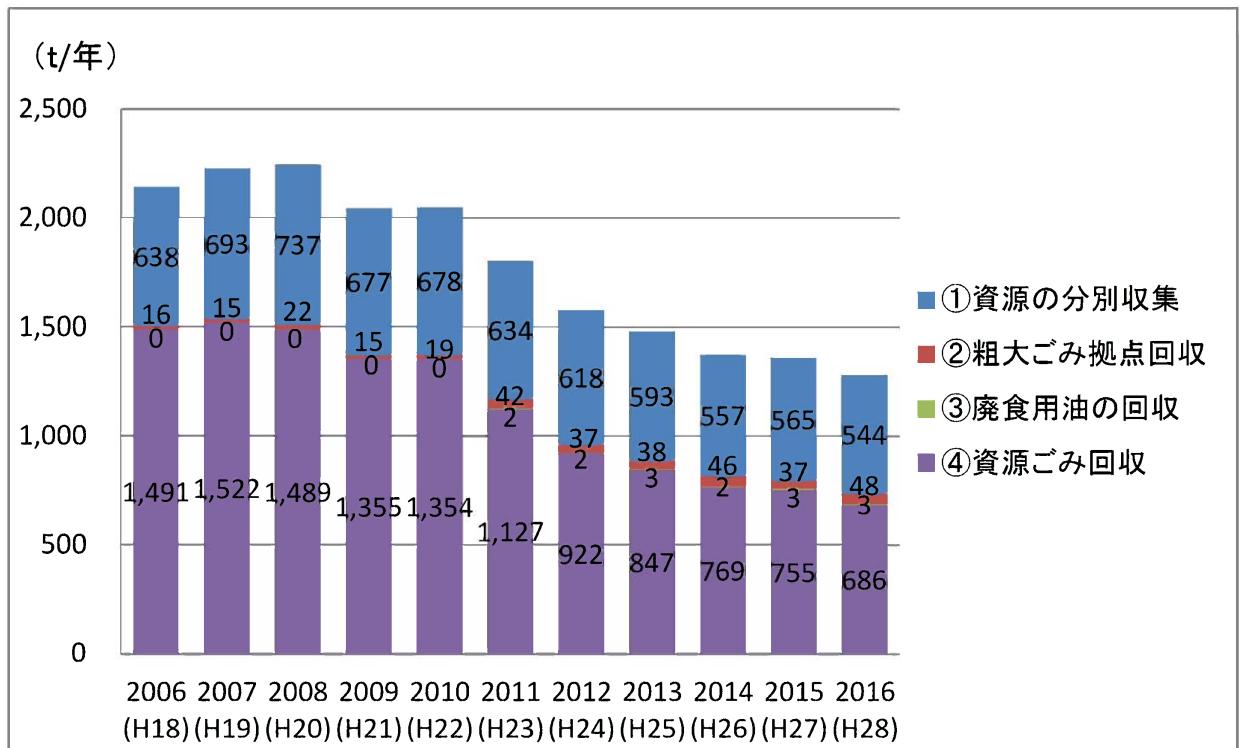


図3-4 資源ごみ量の推移

(4) 収集・運搬

収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法に則り家庭から排出された生活系ごみを収集対象としています。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入もしくは、許可業者により収集されたものを受け入れています。

収集方式等は、表 3-4 のとおりです。

(社・東条地域)

| 区分 | 収集方式 | 収集頻度 | 排出方法 | 収集運搬体制 |
|-------|---|----------|-------|--------|
| 燃えるごみ | ステーション方式 | 週2回 | 指定ごみ袋 | 直営 |
| 資源ごみ | 容器包装プラスチック 硬質プラスチック、びん、ペットボトル、缶・小型金属類、乾電池、蛍光灯・電球 | ステーション方式 | 週1回 | 指定ごみ袋 |
| 不燃ごみ | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営 |
| 粗大ごみ | 直接搬入方式 | 隨時 | 持ち込み | 個人 |

(滝野地域)

| 区分 | 収集方式 | 収集頻度 | 排出方法 | 収集運搬体制 |
|---------|----------------------|-----------|------------|--------|
| 燃えるごみ | ステーション方式 | 週2回 | 指定ごみ袋 | 直営 |
| 資源ごみ | 容器包装プラスチック ペットボトル | ステーション方式 | 週1回 | 指定ごみ袋 |
| ごみ | 金属類 | ステーション方式 | 月1回 | 指定ごみ袋 |
| ビン | ステーション方式 | 週1回 | 指定の容器 | 直営 |
| その他不燃物類 | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営 |
| 大型ごみ | 戸別収集方式 | 毎週 水曜日 | 戸別 | 直営 |
| | 直接搬入方式 | 隨時 | 持ち込み(みどり園) | 個人 |

表 3-4 収集方式等

(5) 中間処理施設の概要

社・東条地域から発生する可燃ごみは、小野クリーンセンターの焼却炉で焼却処分を行っています。

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破碎処理され、鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物に選別処理しています。また、ペットボトルは、中間処理施設にて手選別により不適合物を除去し圧縮・梱包処理をしています。

*構成市町：小野市、加東市、加西市

| | | | |
|--------|----------------------------|---------------------|------------------|
| 施設名 | 小野クリーンセンター（小野加東加西環境施設事務組合） | | |
| | ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設 | | |
| 処理対象区域 | 社・東条地域 | | |
| 所在地 | 小野市天神町 538 番地 1 | | |
| 施設名 | ごみ焼却施設 | 粗大ごみ処理施設 | リサイクル施設 |
| 処理対象 | 燃えるごみ | 粗大ごみ | ペットボトル |
| 処理能力 | 45 t /24h×2基 | 75 t /24h×1基 | 35 t /5h |
| 処理方式 | 連続燃焼式ストー カー方式焼却炉 | 連続燃焼式ストー カー方式焼却炉 | 回転式破碎機 |
| 稼働開始 | 1989 (平成元)年4月 | 1998 (平成10)年4月 | 1989 (平成元)年2月 |
| 余熱利用 | 場内熱供給 | | — |

表 3-5-1 施設の概要

みどり園では、滝野地域から発生する可燃ごみは焼却炉で焼却処分を行っています。

粗大ごみは、リサイクルプラザにて破碎処理され鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物に選別処理しています。また、ペットボトルは、選別、圧縮・梱包処理を行っています。

*構成市町：西脇市、加東市、多可町

| | | | |
|--------|------------------|------------------|--------------------|
| 施設名 | みどり園（北播磨清掃事務組合） | | |
| | ごみ焼却施設、リサイクルプラザ | | プラヤード |
| 処理対象区域 | 滝野地域 | | |
| 所在地 | 西脇市富吉南町 262 番地 1 | | 西脇市富吉南町2 63番地15 |
| 施設名 | ごみ焼却施設 | リサイクルプラザ | プラヤード |
| 処理対象 | 燃えるごみ | 粗大ごみ・ピン ・金属 | ペットボトル ・容器包装プラ |
| 処理能力 | 66 t /24h×2基 | 20 t /5h×1基 | 1.5 t /日 |
| 処理方式 | 連続燃焼式焼却炉（流動床方式） | 回転式破碎機等 | 圧縮、梱包 |
| 稼働開始 | 1996 (平成8)年3月 | 1996 (平成8)年3月 | 2006 (平成18)年3月 |
| 余熱利用 | 場内熱供給 | | — |

表 3-5-2 施設の概要

本市の中間処理量は、表3-6に示すとおりです。

焼却施設以外の中間処理では2007(平成19)年度から滝野地域、2008(平成20)年度から社・東条地域で容器包装プラスチックの分別収集処理を開始するなど資源化処理を拡大しています。粗大ごみは、3地域で回収されたものを破碎処理し、資源化しています。

社・東条地域（小野クリーンセンタ一分） (t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 中間処理 | 6,957 | 6,768 | 6,044 | 6,219 | 6,241 | 6,253 | 6,360 |
| ごみ焼却処理 | 6,539 | 6,444 | 5,732 | 5,876 | 5,850 | 5,879 | 6,005 |
| 直接焼却（焼却施設） | 6,539 | 6,444 | 5,732 | 5,876 | 5,850 | 5,879 | 6,005 |
| 粗大ごみ処理施設 | 418 | 324 | 312 | 343 | 391 | 374 | 355 |
| 可燃物 | 345 | 269 | 263 | 309 | 349 | 336 | 313 |
| 不燃物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鉄類 | 73 | 55 | 49 | 34 | 42 | 38 | 42 |
| アルミ類 | | | | | | | |

表 3-6-(1) 中間処理施設の処理量

滝野地域（みどり園分） (t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 中間処理 | 2,379 | 2,388 | 2,609 | 2,728 | 2,713 | 2,780 | 2,721 |
| ごみ焼却処理 | 2,324 | 2,341 | 2,557 | 2,666 | 2,658 | 2,721 | 2,662 |
| 直接焼却（焼却施設） | 2,324 | 2,341 | 2,557 | 2,666 | 2,658 | 2,721 | 2,662 |
| リサイクルプラザ等 | 55 | 47 | 52 | 62 | 55 | 59 | 59 |
| 可燃物 | 45 | 34 | 43 | 50 | 40 | 46 | 41 |
| 不燃物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鉄類 | 10 | 13 | 9 | 12 | 15 | 13 | 18 |
| アルミ類 | | | | | | | |

表 3-6-(2) 中間処理施設の処理量

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 中間処理 | 10,054 | 9,863 | 9,350 | 9,542 | 9,452 | 9,603 | 9,645 |
| ごみ焼却処理 | 8,863 | 8,785 | 8,289 | 8,542 | 8,508 | 8,600 | 8,667 |
| 直接焼却（焼却施設） | 8,863 | 8,785 | 8,289 | 8,542 | 8,508 | 8,600 | 8,667 |
| 粗大ごみ処理施設 | 473 | 371 | 364 | 405 | 446 | 433 | 414 |
| 可燃物 | 390 | 303 | 306 | 359 | 389 | 382 | 354 |
| 不燃物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鉄類 | 83 | 68 | 58 | 46 | 57 | 51 | 60 |
| アルミ類 | | | | | | | |
| その他の資源化を行う施設 | 718 | 707 | 697 | 595 | 498 | 570 | 564 |

表 3-6-(3) 中間処理施設の処理量

資料：一般廃棄物処理実態調査（兵庫県）

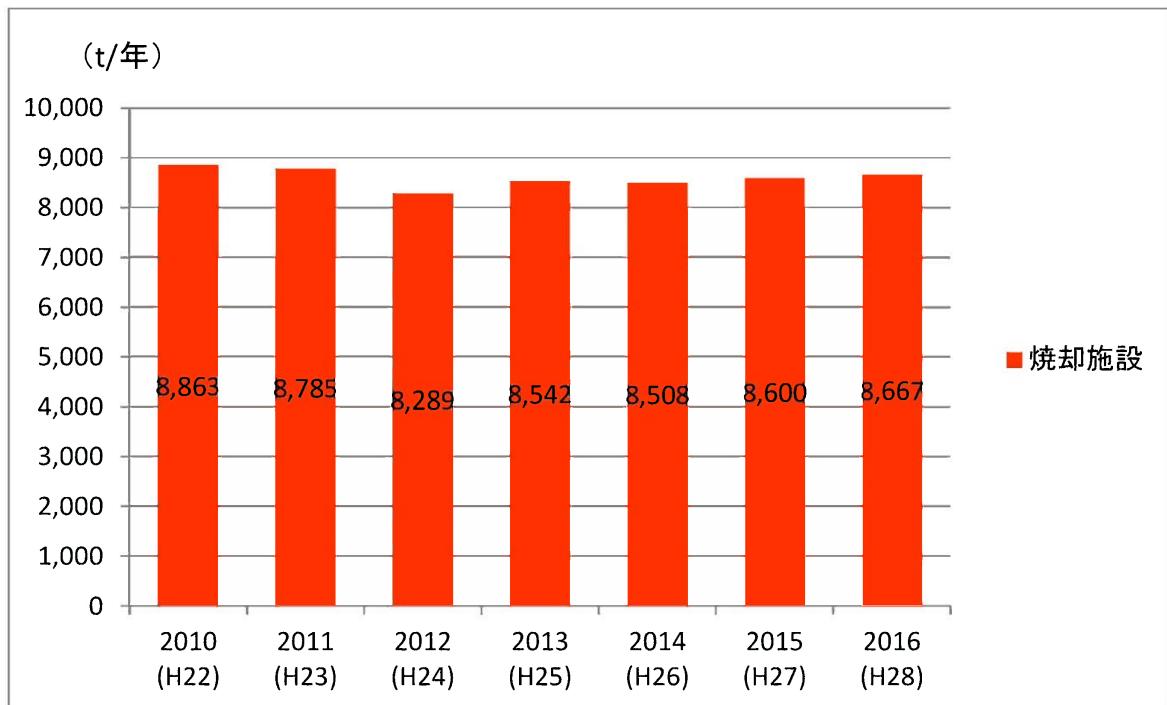


図 3-5-1 中間処理量(焼却施設)の推移 (加東市)

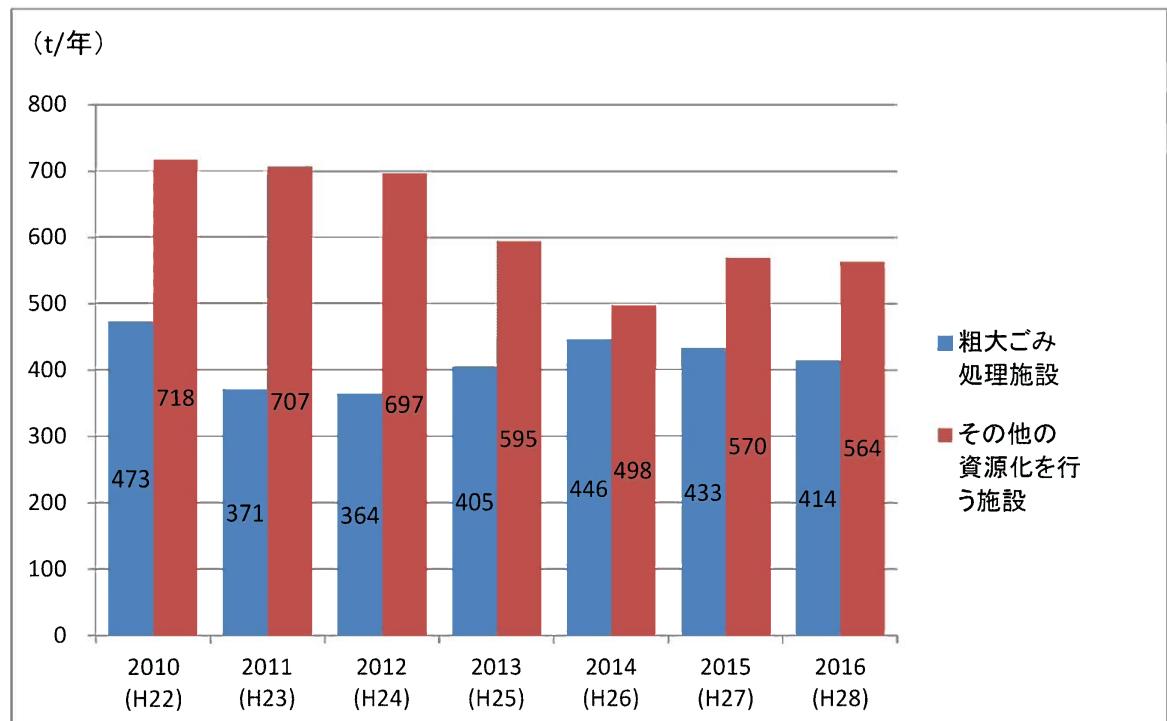


図 3-5-2 中間処理量(焼却施設以外)の推移 (加東市)

(6) 最終処分の施設概要

加東市では、表3-7に示す最終処分場で埋立処分をしています。

小野クリーンセンターから排出される社・東条地域の処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入し、埋立処分をしています。

社・東条地域から排出される不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処理をしています。また、ガレキ類は、上中埋立処分地と敷残土処理場で埋立処分をしています。

また、みどり園から排出される滝野地域の処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターおよびはやすクリーンセンターで埋立処分をしています。

| 地域 | 社・東条・滝野地域 | 社・東条地域 | |
|-------------|--------------------------------|--|--|
| 施設名 | 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場 | 上中埋立処分地 | 敷残土処理場 |
| 設置場所 | 神戸港 神戸市東灘区向洋町地先 | 加東市上中字小池 800番地先外 | 加東市吉井字川向へ823-45番地先他 |
| 埋立面積 | 88,000 m ² | 13,303 m ² | 9,739 m ² |
| 埋立容量 | 1,500 万m ³ | 37,392 m ³ | 60,713 m ³ |
| 設置年月日 | 2001(平成13) 年12月 | 1982(昭和57) 年4月 | 1991(平成3) 年5月 |
| 処理対象 廃棄物 | 一般廃棄物、管理型・安定型産業廃棄物、管理残土 | 一般廃棄物 (家庭から排出される不燃物(瓦、礫土)、土砂、レンガ及びブロック) | 一般廃棄物・産業廃棄物 (工作物の除去に伴つて生じたコンクリートの破片及びガレキ) |
| 地域 | 滝野地域 | | |
| 施設名 | はやすクリーンセンター | | |
| 設置場所 | 西脇市羽安町 385 番地 | | |
| 埋立面積 | 5,600 m ² | | |
| 埋立容量 | 24,000 m ³ | | |
| 設置年月日 | 2009(平成21)年1月 | | |
| 処理対象 廃棄物 | 一般廃棄物 (不燃ごみ、清掃ごみ、破碎残渣、焼却灰等) | | |

表 3-7 最終処分場の施設概要

小野クリーンセンター分(大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場) (t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 最終処分場 | 811 | 823 | 801 | 812 | 733 | 746 | 756 |
| 直接最終処分量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 処理残渣の埋立 | 811 | 823 | 801 | 812 | 733 | 746 | 756 |
| 焼却残渣の埋立(焼却施設) | 811 | 823 | 801 | 812 | 733 | 746 | 756 |
| 処理残渣の埋立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表 3-8-1 最終処分量

みどり園分（大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場およびはやすクリーンセンター） (t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 最終処分場 | 253 | 250 | 268 | 291 | 292 | 302 | 274 |
| 直接最終処分量 | 35 | 36 | 32 | 38 | 39 | 42 | 36 |
| 処理残渣の埋立 | 218 | 214 | 236 | 253 | 253 | 260 | 238 |
| 焼却残渣の埋立（焼却施設） | 218 | 210 | 231 | 246 | 247 | 253 | 232 |
| 処理残渣の埋立 | 0 | 4 | 5 | 7 | 6 | 7 | 6 |

表 3-8-2 最終処分量

加東市最終処分場分

(t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 最終処分場 | 55 | 59 | 59 | 57 | 60 | 96 | 146 |
| 直接最終処分量 | 55 | 59 | 59 | 57 | 60 | 96 | 146 |
| 処理残渣の埋立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 焼却残渣の埋立（焼却施設） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 処理残渣の埋立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表 3-8-3 最終処分量

(7) ごみ処理に係るコスト

ごみ処理経費は表3-9 に示すとおりです。

人口1人当たり、ごみ1t当たりのごみ処理費用は、図3-6 に示すとおりです。

人口1人当たりのごみ処理費用およびごみ1t当たりのごみ処理費用は、建設改良費等の増加により2015（平成27）年度から急激に上昇しています。

(単位：千円)

| | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 建設改良費 | 295 | 7,424 | 8,054 | 7,564 | 7,649 | 10,582 | 90,701 |
| 工事・調査費 | 295 | 679 | 391 | 5 | 2 | 5,633 | 75,883 |
| 組合分担金 | 0 | 6,745 | 7,663 | 7,559 | 7,647 | 4,949 | 14,818 |
| 処理及び維持管理費 | 296,290 | 312,462 | 280,262 | 287,478 | 256,767 | 295,300 | 278,542 |
| 直接管理費 | 61,512 | 64,484 | 39,896 | 47,890 | 39,775 | 60,132 | 46,221 |
| 委託費 | 29,684 | 30,128 | 30,418 | 28,407 | 30,932 | 30,996 | 31,579 |
| 組合分担金 | 205,094 | 217,850 | 209,948 | 211,181 | 186,060 | 204,172 | 200,742 |
| その他 | 0 | 8,275 | 28,950 | 9,989 | 11,379 | 17,924 | 10,056 |
| 計 | 296,585 | 328,161 | 317,266 | 305,031 | 275,795 | 323,806 | 379,299 |

表 3-9 ごみ処理経費

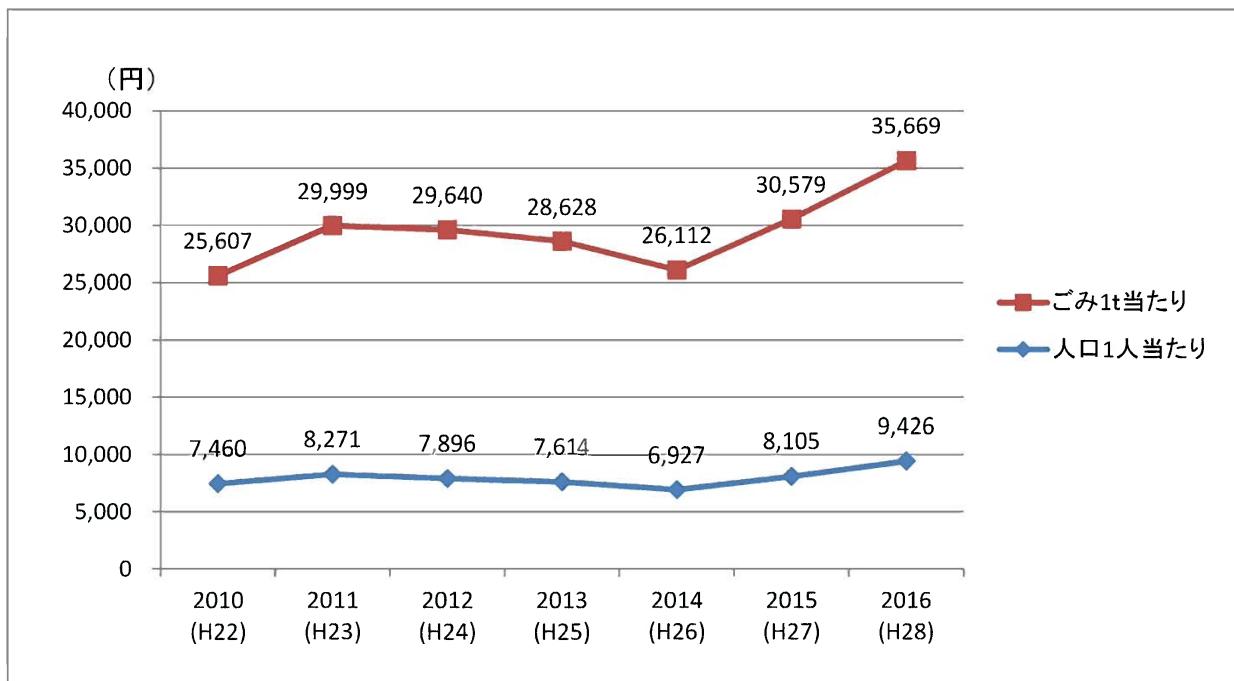


図3-6 人口1人当たり、ごみ1t当たりのごみ処理費用

4 ごみ処理の評価

(1) 分別区分の評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(2007(平成19)年6月(2013(平成25)年4月改定)環境省)（以下、「システム指針」と示す。）では、適正な循環的利用・適正処分の観点から、達成が望まれる標準的な分別収集区分について、3段階の類型区分が示されています。類型Ⅰの区分となる自治体は類型Ⅱを、類型Ⅱの区分となる自治体は類型Ⅲを目指し、分別拡大を図ることが望ましいとされています。

類型Ⅰ：「①-1 アルミ缶・スチール缶、①-2 ガラスびん、①-3 ペットボトル、②古紙類・布類等、⑤燃やすごみ、⑥燃やさないごみ、⑦その他専用の処理のために分別するごみ、⑧粗大ごみ」の分別が行われている自治体（表3-10参照）

類型Ⅱ：上記類型Ⅰの分別に加え「①-4 プラスチック製容器包装、①-5 紙製容器包装、④小型家電」の分別が行われている自治体

類型Ⅲ：上記類型Ⅱの分別に加え「③生ごみ、廃食用油等」の分別が行われている自治体

本市の分別収集の類型区分は、『類型Ⅱ』と『類型Ⅲ』の中間の分別区分となっています。

| 分別収集区分 | | 類型Ⅰ | 類型Ⅱ | 類型Ⅲ | 加東市 | 備考 |
|----------------------|---------------|-----|-----|-----|-----|----------------|
| ① 資源回収する容器包装 | 1.アルミ缶・スチール缶 | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| | 2.ガラスびん | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| | 3.ペットボトル | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| | 4.プラスチック製容器包装 | | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| | 5.紙製容器包装 | | ○ | ○ | | |
| ② 古紙類・布類等 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 集団回収 |
| ③ 生ごみ、廃食用油等 | | | | ○ | ○ | 拠点回収(廃食用油) |
| ④ 小型家電 | | | ○ | ○ | ○ | 拠点回収 |
| ⑤ 燃やすごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| ⑥ 燃やさないごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| ⑦ その他専用の処理のために分別するごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集(乾電池・廃蛍光管) |
| ⑧ 粗大ごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 拠点回収(大型プラ・金属) |

表3-10 一般廃棄物の標準的な分別区分と本市の分別区分

資料：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」
2007(平成19)年6月(2013(平成25)年4月改定)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

(2) システム分析による類似都市との比較評価

本市のごみ処理状況を評価するため、システム指針に示された評価項目について整理します。ごみ量等については、一般廃棄物処理実態調査結果(2016(平成28)年度)の公表値を用います。

システム評価として、全国の類似都市の状況との比較評価を行う。比較する都市は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠します。本市は『都市I-2』(30団体)に該当します。

評価項目は、①人口1人1日当たりごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率、③廃棄物のうち最終処分される割合の3つとします。その結果は、表3-11に示すとおりです。

| | | 1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日) | 廃棄物からの資源回収率(%) | 最終処分される割合(%) |
|-------|----|----------------------|----------------|--------------|
| 加東市 | | 724 | 13.9 | 11.2 |
| 都市I-2 | 平均 | 907 | 18.6 | 9.9 |
| | 最大 | 1,267 | 33.8 | 21.9 |
| | 最小 | 709 | 8.2 | 0 |

表3-11 都市I-2との比較

- ① 人口1人1日当たりごみ総排出量は、都市I-2の平均値907 g/人・日に対して、加東市は724 g/人・日であり、183 g/人・日も排出量が少なくなっています。
- ② 廃棄物からの資源回収率は、都市I-2 の平均値18.6%に対して、加東市は13.9%であり、都市I-2 の平均値を4.7%下回っています。
- ③ 廃棄物のうち最終処分される割合は、都市I-2 の平均値9.9%に対して、加東市は11.2%であり、都市I-2の平均値を1.3%上回っています。

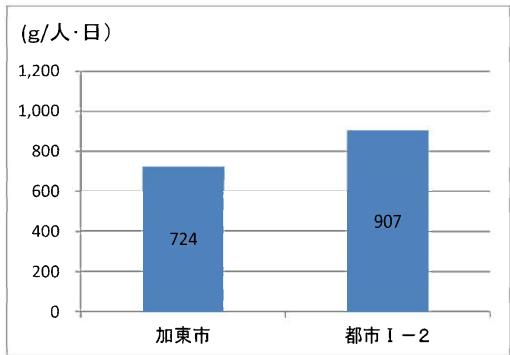


図3-7-1 人口1人1日当たりごみ総排出量

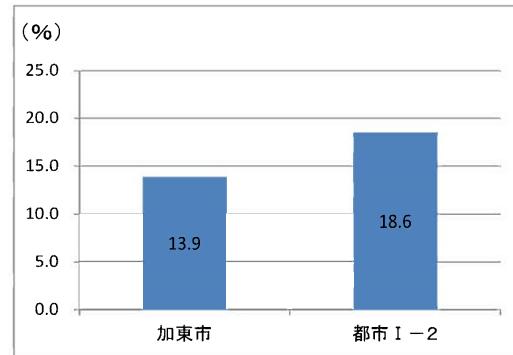


図3-7-2 廃棄物からの資源回収率

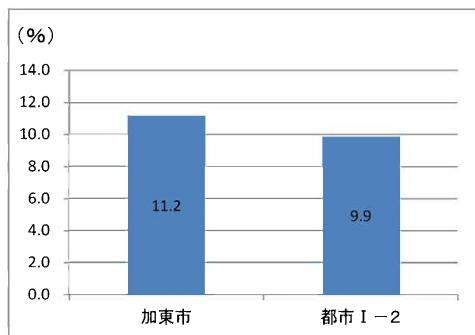


図3-7-3 廃棄物のうち最終処分される割合